

神子川・大膳川水系流域治水プロジェクト
【参考資料】

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策事例

〈河道拡幅・護岸整備〉

京都府 丹後広域振興局 建設部

- 河積阻害を軽減し、流下能力を向上させるために必要な河道拡幅や護岸整備及び洪水を安全に流下させるために河道の維持掘削を進めている。

〈河道拡幅及び護岸整備〉



〈維持掘削〉

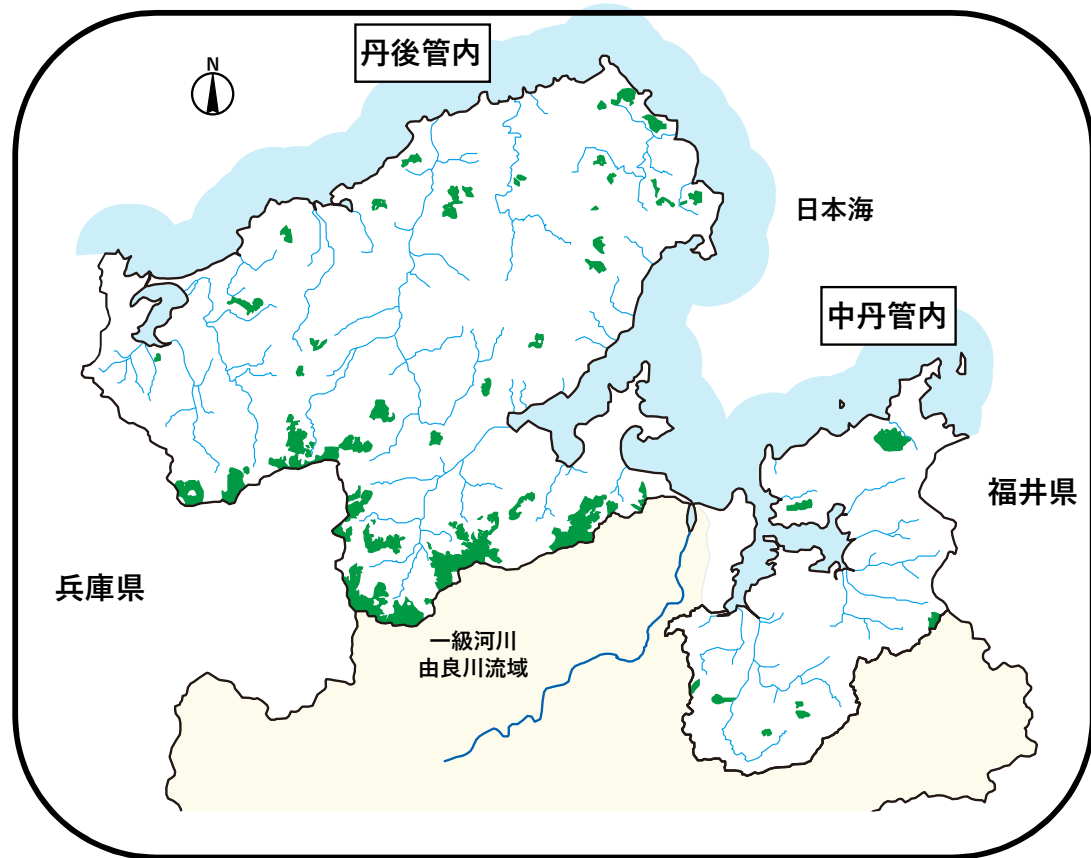


氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策事例

＜水源林造成事業による森林の整備・保全＞

国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター 近畿北陸整備局

- 水源林造成事業は、奥地水源地域の民有保安林のうち、所有者の自助努力等によっては適正な整備が見込めない箇所において、針広混交林等の森林を整備することにより、森林の有する公益的機能の高度発揮を図る事業です。
- 水源林造成事業地において除間伐等の森林整備を計画的に実施することで、樹木の成長や下層植生の繁茂を促し、森林土壌等の保水力の強化や土砂流出量の抑制を図り、流域治水を強化促進します。
- 丹後管内流域における水源林造成事業地は、約109箇所（森林面積 約4,505ha）であり、流域治水に資する除間伐等の森林整備を計画的に実施していきます。



水源林の整備



針交混交林



育成複層林

森林整備実施イメージ



間伐実施前



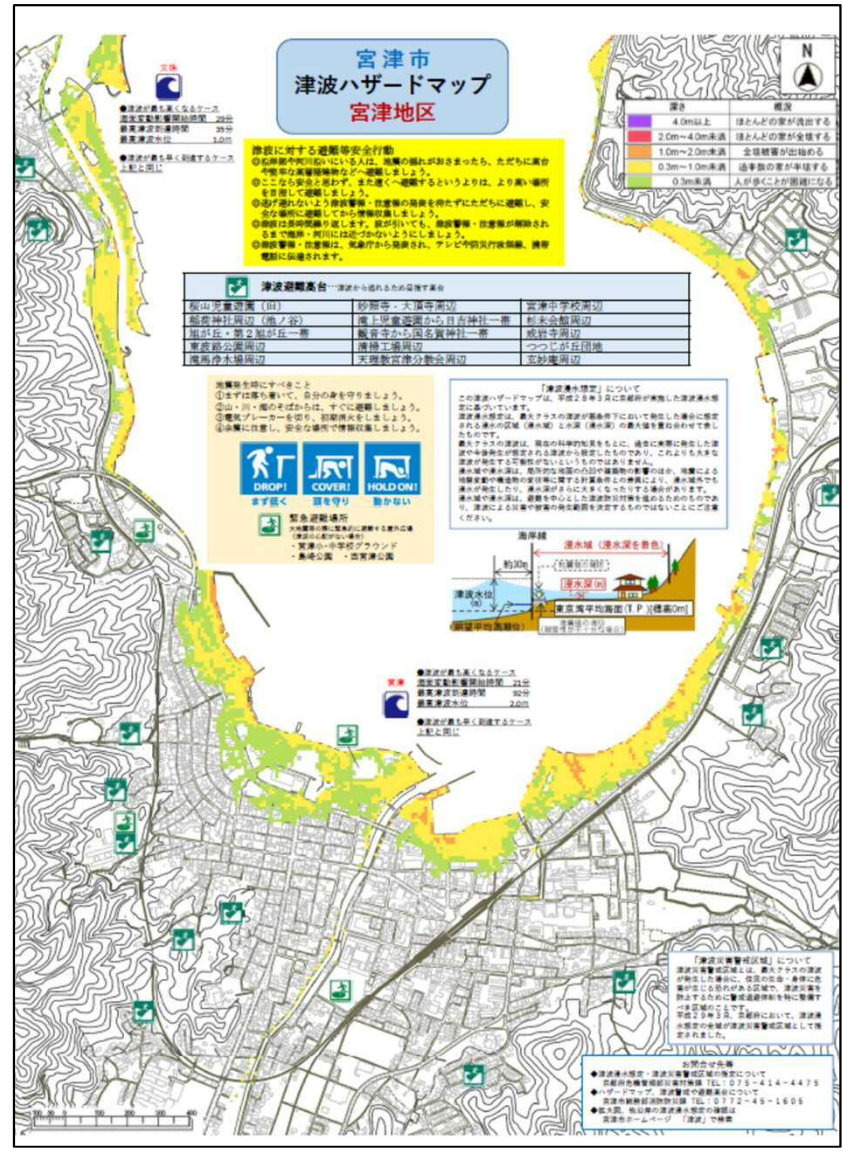
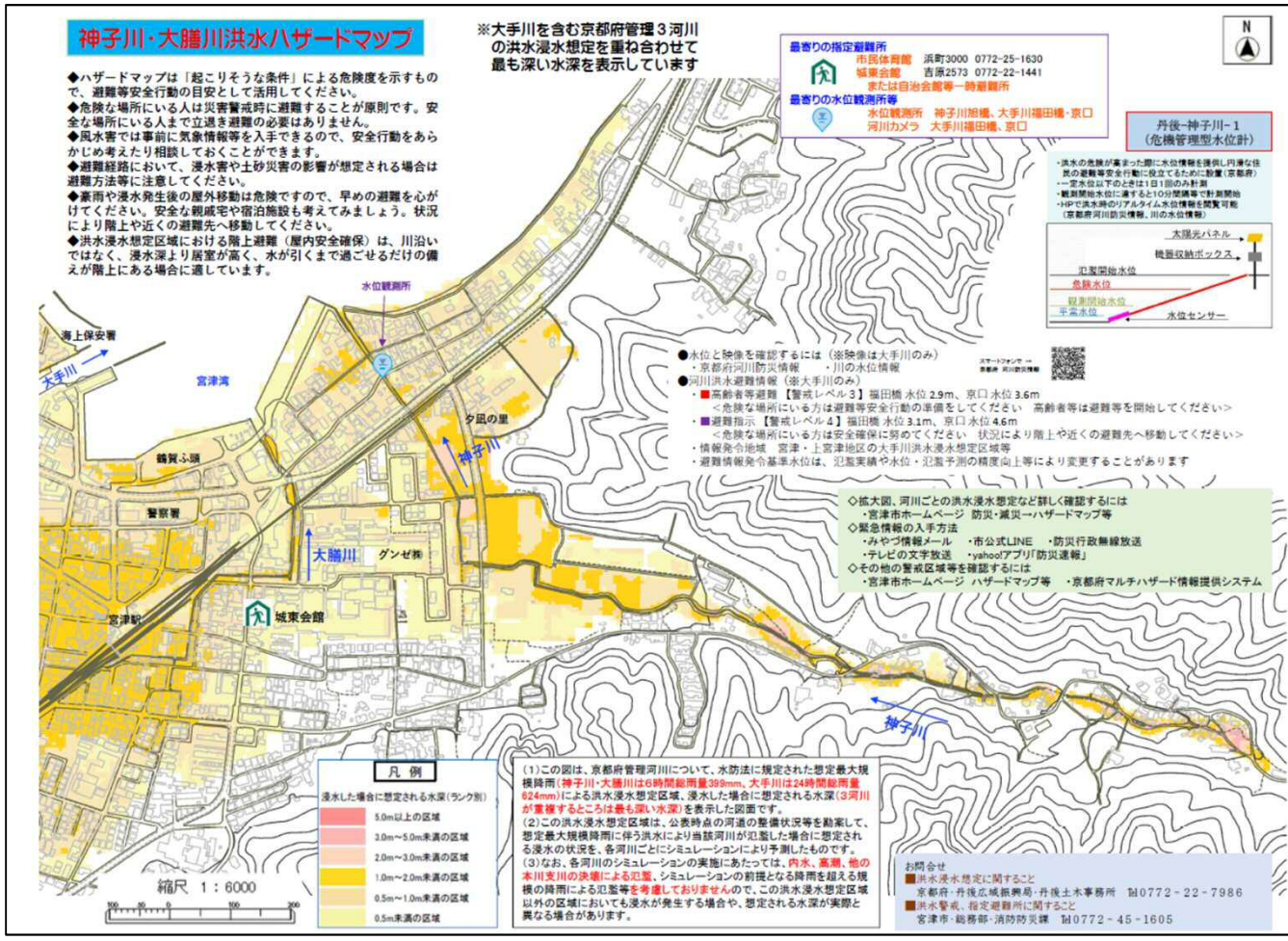
間伐実施後

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策事例

＜洪水ハザードマップの作成・配布＞

宮津市

ゲリラ豪雨や台風等による大規模洪水の発生に備え、市民に早めの避難行動を促すため、洪水ハザードマップを作成し、流域世帯へ配布（R元～R3）。津波（新規）、土砂災害（更新）のハザードマップも配布した（R3）。



※小規模10河川の洪水ハザードマップもR3、R4で配布した。

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策事例

＜地区防災計画の作成を推進＞

宮津市

地域住民が、地元の災害リスクについて話し合い、防災意識を高め、早期の避難行動が図れるよう、住民自らが災害避難計画を策定する「地区防災計画」を推進（R元～）。
 作成自治会数：H26：6、R元：4、R2：5、R3：2、R4：9（R5.3月末現在）

警戒体制＋マップの冊子型

漁前町自治会 地区防災計画

平成16年台風23号・平成30年7月豪雨による浸水状況

土砂災害警戒区域図

大手川水系大手川 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

津波浸水想定区域図

津波避難場所：津上児童遊園から日吉神社一帯

指定避難所：市民体育館

地区防災マップのポスター型

畑地区防災計画（防災マップ）

「自らの命は自らが守る」意識を持ち、適切な安全行動をとりましょう

土砂災害

例

いつ

どこへ

どのように

土砂災害警戒区域図

避難経路

避難所

土砂災害の危険度

銀丘地区防災計画（地区防災マップ）

「自らの命は自らが守る」意識を持ち、適切な避難等安全行動をとりましょう

土砂災害

例

いつ

どこへ

どのように

土砂災害警戒区域図

避難経路

避難所

土砂災害の危険度

地域住民主体による地区防災計画の作成について

地区防災計画とは...★災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画（災害対策基本法第42条第3項）

防災計画＝計画の防災対策の整備・推進

- 中央防災会議：防災基本計画
- 指定行政機関・指定公共機関：防災業務計画
- 都道府県・市町村防災会議：地域防災計画
- 市町村の居住者・事業者：地区防災計画

★住民自らが、危険を知り、災害に備え、自分達と地域を守ろうとする計画

●地域住民が主体的に、地域の特性に応じて、自由な内容で作成するもの

■目的（基本方針）：地域防災力を高めて、地域コミュニティを維持・活性化する

地区防災計画（案）

活動を発展させよう

- 行政と連携しよう
- 地域の活動と連携しよう
- 他との協働と話し合おう
- 取組を発信しよう

災害時の力を高めよう

- 事前に学習しよう
- 教育・訓練しよう
- 準備をしよう
- 準備をしよう

平常時 TEAM 災害時

みんなで何ができるかな

自分では何をやるべきかな 行政では何をやってもらえるのかな

どんな災害があるんだろう

この辺りって災害に強いのかな

共通課題「防災減災」で、よりよいまちづくり・安心安全の地域づくり

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策事例

<避難確保計画の作成促進>

洪水浸水想定区域内等の要配慮者利用施設の管理者等による避難確保計画作成を促進（R2～）
 災害警戒時に施設利用者・職員等の速やかな安全確保ができるよう必要な事項を定めるもの

警戒区域内にある13の入所型福祉施設はR3にすべて作成

避難確保計画 作成数	～R元	R2	R3	R4	計
	3	13	14	7	37

作成対象施設	区分	洪水	土砂	津波	実計	作成
	福祉		10	15	4	
学校		5	5	2	11	11
医療		1		1	1	1
計		16	20	7	37	37

※土砂+洪水など警戒区域が重複する施設あり

対象施設すべて作成

要配慮者利用施設の所有者・管理者の皆さまへ

避難確保計画の作成・避難訓練の実施について

～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～

「水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）」の施行により、要配慮者施設の避難体制の強化を図るため『水防法』及び『土砂災害防止法』が平成29年6月19日に改正されました。
※土砂災害防止法の正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」です。

ポイント! 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設※の管理者等は、**避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務**となっています。※市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設が対象です。

要配慮者利用施設とは…
 社会福祉施設、学校、医療施設
 その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設です。

例えば

- (福祉施設) 老人福祉施設、有料老人ホーム、認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設、障害者福祉施設、障害者自立支援センター、児童発達支援センター、障害福祉サービス事業の用に供する施設、児童福祉施設、母子・父子福祉施設、児童養護施設、障害者就業・生活支援センター、障害者自立支援センター、障害者相談センター、障害者就業・生活支援センター、障害者就業・生活支援センター、障害者就業・生活支援センター、障害者就業・生活支援センター
- (学校) 幼稚園、義務教育学校、特別支援学校、小中学校、高等学校、中等教育学校、専修学校（造形課程を除くもの）、短期大学、職業実践専門課程設置学校
- (医療施設) 病院、診療所、介護施設

※ 高齢者向けの対象となるのは、これらに要配慮者利用施設のうち、市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設です。

1 避難確保計画の作成

※「避難確保計画の作成の手引き」を国土交通省水管理・国土保全局のホームページに掲載していますので、計画作成の参考としてください。

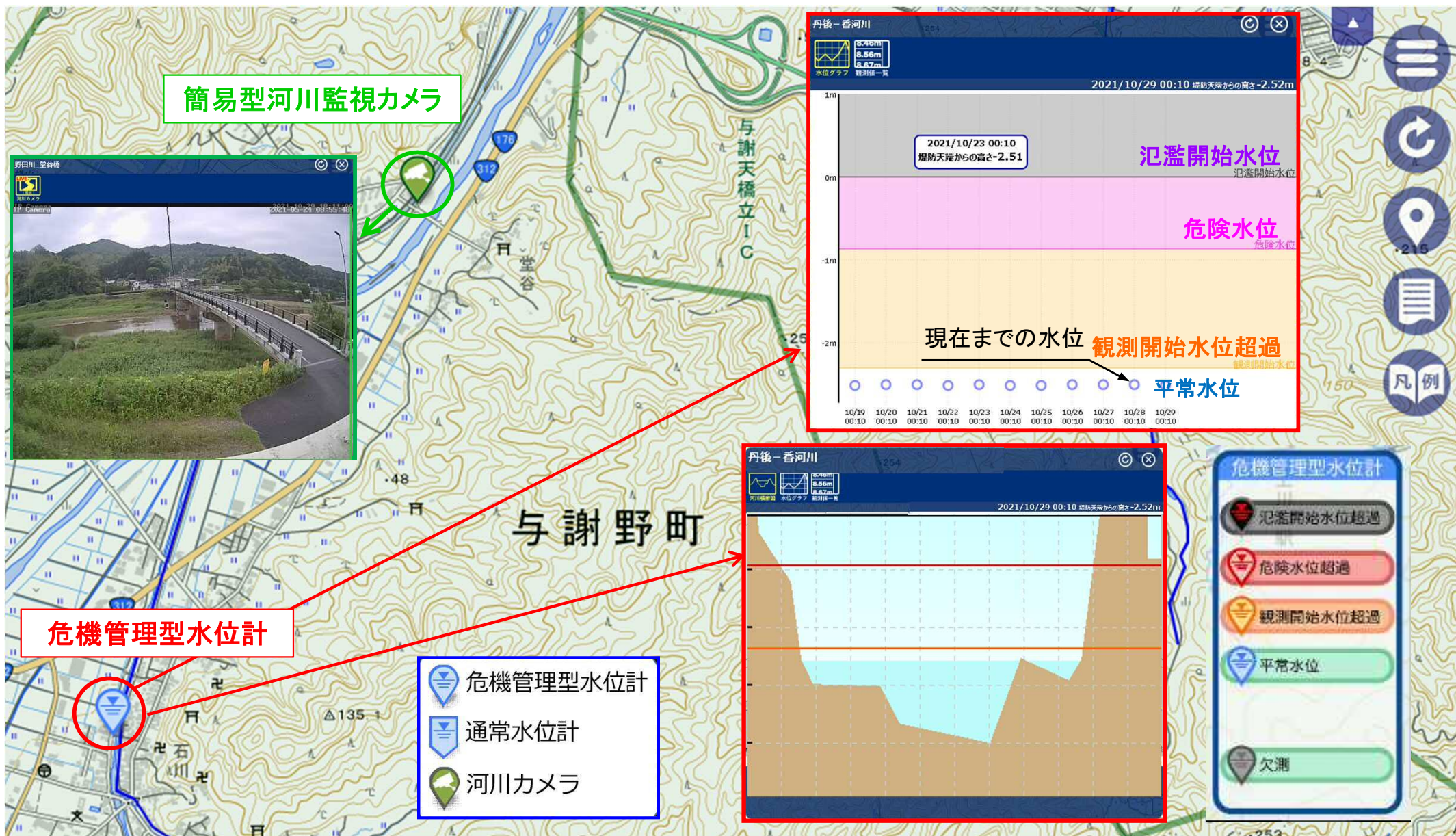
- 「避難確保計画」とは、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めた計画です。
 - >防災体制 >避難誘導 >施設の整備 >防災教育及び訓練の実施
 - >自衛水防組織の業務（※水防法に基づき自衛水防組織を置く場合）
 - >そのほか利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置 に関する事項
- 避難確保計画が実効性あるものとするためには、**施設管理者等の皆さまが主体的に作成いただくことが重要**です。
- 作成した避難確保計画は、職員のほか、利用者やご家族の方々も日頃より確認することができるよう、その概要などを**共用スペースの掲示板などに掲載**しておくことも有効です。

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策事例

<水位計・河川監視カメラ等の設置・情報提供>

京都府 建設交通部

- 府管理河川において、洪水時の水位観測に特化した危機管理型水位計を126箇所を設置し、また、機能を限定した低コストな簡易型河川監視カメラを73箇所を設置し、府のホームページで住民への情報提供を行っています。



被害の軽減、早期復旧・復興のための対策事例

<排水ポンプ車>

京都府 建設交通部

- 河川の氾濫や内水などによる浸水被害発生時、現地において迅速かつ的確に排水作業を行い、浸水被害の軽減や地域における早期の復旧活動を支援
- 常設の排水施設がない河川等で機動的に湛水を排除

※排水ポンプ車4台(1台あたり排水能力30m³/min)で、府内一円に出動

※国、市所有の排水ポンプ車と連携

【対策内容】

- ・排水ポンプ車導入の検討
- ・出動要請の連絡体制の整備
- ・排水計画の策定、計画に基づく排水訓練の実施



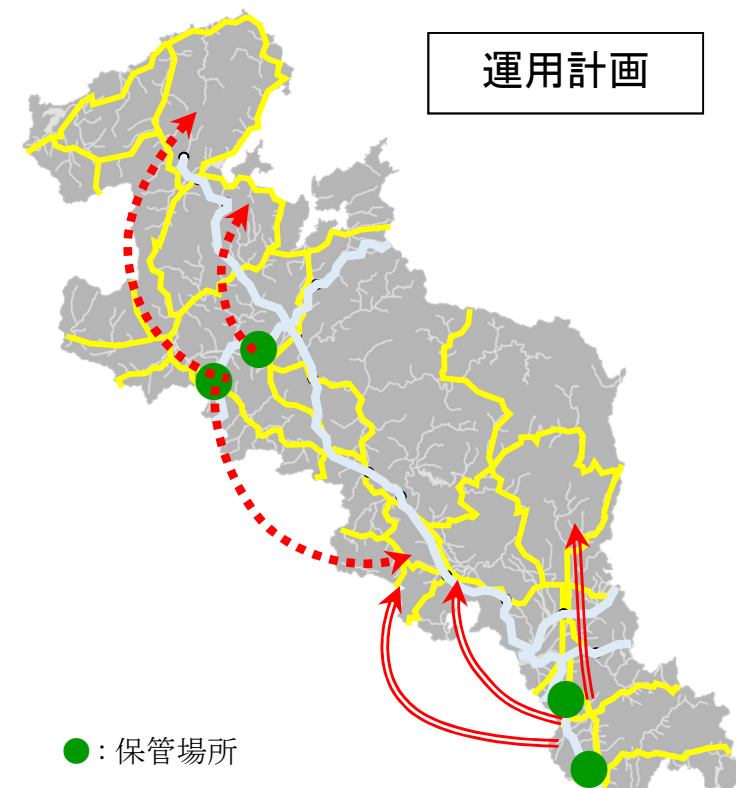
R3年6月 綾部市と合同訓練を実施



H30年9月 土木事務所に排水ポンプ車を導入



近畿地方整備局の排水ポンプ車稼働状況
(H30年7月豪雨・福知山市荒河排水機場)



〈災害からの安全な京都づくり条例〉

災害からの安全な京都づくり条例の体系図

●3年連続(H24～H26)の豪雨災害
●南海トラフ地震等の備えが必要

これまでの制度や施策を超えた対策が必要

方向性

ハード・ソフト両面から府民の総力を挙げた取組

- ・ハード・ソフト両面から徹底した基盤整備を実施
- ・府及び府民等が協働して防災対策を推進

補完・具体化

- 災害に備える事前対策を規定
- 各防災対策ごとに、府の施策及び府民等の取組を明確化して規定

法的根拠

京都府地域防災計画

府その他防災関係機関が行う具体的施策を規定

府	予防
市町村	災害応急
指定公共機関	
防災関係機関	災害復旧

災害対策基本法

災害からの安全な京都づくり条例

1 総 則			
目的	○府民の生命、身体及び財産を災害から保護 ○府民が安全に暮らすことができる京都府を実現		
基本理念	○災害危険情報の共有 ○防災上の機能を強化するまちづくりの推進 ○地域防災力の向上 ○災害が発生した場合の体制の構築 ○被災者の基本的人権を尊重 ○要配慮者、男女共同参画の視点に配慮		
2 災害危険情報の共有	3 災害に強いまちづくり	4 災害に強い人づくり	5 災害発生時の体制づくり
<p>①府による災害危険情報の整備、公表</p> <p>○府は、災害危険情報の整備・公表</p> <p>②府民等による災害危険情報の把握等</p> <p>○府民、自主防災組織、事業者はあらかじめ災害危険情報を把握 ▲ ○府民、自主防災組織は防災マップの活用や避難場所等を確認し、安全確保の検討 ▲ ○事業者は、従業員等の安全確保計画を作成 ▲ ○地域住民、従業員等に周知 ▲</p> <p>③宅地建物取引業者に係る特定災害危険情報の提供、把握</p> <p>○府は、宅建業者に特定の災害危険情報を提供 ○宅建業者は災害危険情報を把握 ■</p>	<p>④総合的治水対策</p> <p>○河川下水道対策 ▲ ○雨水貯留浸透対策 ・一定規模以上の開発行為には調整池設置 ■ ・雨水貯留浸透施設の設置 ▲ ・森林の適正管理 ▲ ・土地の遊水機能の維持等 ▲ ○浸水被害軽減対策 ・公共建築物の耐水機能の確保 ▲ ・排水機場等の適切な操作 ▲ ・ため池の決壊の防止等 ▲</p> <p>⑤地震・津波等の防災対策</p> <p>○建築物の安全性の確保 ▲ ○公共施設の安全性の確保 ○屋内家具等の安全性の確保 ▲ ○工作物等の安全性の確保 ▲ ○指定等文化財建造物の安全性の確保等 ▲</p> <p>大規模な災害が想定される地域について</p> <p>⑥特定地域防災協議会</p> <p>【国、府、市町村等で構成】 ○府が、市町村の申出により、設置可能 ○災害種別に応じた事業計画を作成</p>	<p>⑧自主防災組織等の活動促進</p> <p>○自主防災組織等は、消防団等と連携して、危険箇所の把握、有用情報の調査、防災マップの作成、防災訓練の実施、地区防災計画の素案の作成 ▲ ○府は、市町村と連携して、自主防災組織等の取組を支援</p> <p>⑨自主防災組織等への参加促進</p> <p>○府民等は、自主防災組織を結成・参加、消防団に参加 ▲ ○府は協力、支援</p> <p>⑩教育・訓練等</p> <p>○府民は、防災を学習、教育・訓練に参加 ▲ ○府は支援等</p> <p>⑪人材の育成</p> <p>○府は、防災リーダー・ボランティアコーディネーターを育成</p>	<p>○備蓄の推進、物資の輸送 ▲ ○避難行動要支援者への支援等 ▲ ○帰宅困難者等に対する措置等 ▲ ○事業継続計画等 ・京都BCPの推進 ▲</p>
6 雑 則			
<p>○財政上の措置 ○立入検査 ○市町村条例との関係 ○規則への委任</p>			
7 罰 則			
<p>【凡例】 ■：義務 ▲：努力義務</p>			